

元朝港湾政策史研究・序説

——貿易管理と港湾を中心として——

千須和富士夫
(港湾経済研究所)

目 次

1. 元朝における港湾政策史の問題点
2. 貿易管理とその機構の変遷
3. 貿易政策の推移

1. 元朝における港湾政策史の問題点

元朝は、ジンギスカーンを大祖とする世界史上最大の領域をもったモンゴル帝国の宗主国であり、中国本土を征服支配して、1368年、漢族により主権が回復するまでの約150年間、中国及び中国周辺の人民を支配し、モンゴル人を中心とした西域出身の皇帝や官僚が主軸となった国家である。

ジンギスカーンが北方遊牧民族より身を起こして、史上未曾有の大帝国を建設した理由について、騎馬隊を戦力とする機動力優れた軍事力の評価を与えるだけでは、不充分であろう。まず戦力の蓄積には、ソグト商人、ウイグル商人の役割を重視しなければならないのである。彼らは陸路、西方の珍貨を送り込むとともに、ペルシャから中国に至る諸地域の情報をモンゴル朝廷に伝えた。いわゆる情報がモンゴル人にとっては無形の財となり、指針を与えるとともに、掠奪、取引によって得た富が蓄えられ、戦力の基礎となったのである。そればかりではなく、蓄積された金銀は貨幣資本となってウイグル商人に貸与され、モンゴル人支配層はウイグル商人に寄生するような形で、両者が相抱きあって成長肥大化する過程を踏んだ⁽¹⁾。このような傾向は元朝という中国本土を中心の宗主国においても、政治、財政、軍事、社会その他の面に現われ、元朝の政策や制度の姿で現わされてくる。

港湾政策を考察しようとする際にも、外国貿易の管理体制、貿易政策等の推転において、この特徴を伺いうるし、また海上を通じて拡大する軍事行動の際にも、はたまた海上輸送を初めて税糧輸送に導入し利用しようとする際にも、また宋代に引き続き発展してきた国内商品市場の形成に見合うような、巨大化する水上運送にも、また元朝独特の制度として展開した宿駅の站制度にもそれらの諸側面の分析を通じて、元朝の港湾とその政策を伺いうる。それらが明白になるとともに、元朝支配下の中国社会の支配構造も浮びあがってくるのである。

中国の正史類は、史料的には最高の価値を有するにもかかわらず、事実記録の断簡、交錯はなはだしく、歴史的な事象を再構築する作業は容易ではない。がしかし、紙幅の関係から史料取扱いは最小限に留め、察知し得た結果を中心に、以下に私見の形で述べて行きたい。

史料につき、さらに、手掛けを求める方がたには、別の機会にご紹介させていただくことにしたいと考えている。

2. 貿易管理とその機構の変遷

ベニス共和国の商人マルコ・ポーロは、父ニコロ、叔父マテオとともにシリアからいわゆるシルク・ロードを通って中国に入り、1274年（元朝の世祖至元11年）から17年間にわたって、この地で過す。「東方見聞録」は彼の見聞を別人が記述したものであるが、内容の信憑性は高く、史料的価値も抜群である。この記録の中で、マルコ・ポーロは、中国本土を縦横に流れる大河諸川を利用するおびただしい量の水上運送の光景を目撃する。

マルコは南宋の旧帝都杭州で、運河沿いに立ち並ぶ石造りの倉庫を見、そこに「インドやその他の地方からくる商人たちが、みな自分たちの商品を貯蔵しておいて、広場の近くで商品を手渡すことができる」ようになっているのを見る。杭州下流の港取浦でも、「インドやほかの国々から高価な商品を満載した大きな船がやってくる」⁽²⁾のを見る。また閩江下流の福州では「この街では非常に多額にのぼる取引が行われ、商人や職人も大勢いる。……真珠や宝石類の取引も盛大だ。これはインド諸島で取引している商人の大勢乗り込んだ船が、

インドからたくさん入港するおかげである。」⁽³⁾。近接する泉州でも、「ここは海港で、インドの船はみな高価な商品、貴重な宝石類、大きい立派な真珠を積載してここへ入港する。またマンジ（江南）諸地方の商人たちもこの港へ集まつてくる。……この泉州の港からあらゆる商品がマンジ全域に送られて行く」⁽⁴⁾とその見聞を伝えている。

外国貿易港のいん賑ぶりが具体的に察せられる記録である。

それでは、この貿易港を管理していた体制はどんなであったかをつぎに紹介しよう。

元朝の軍事行動は、冒頭にもふれたようにヨーロッパ東部から北冰洋、南海のインド洋諸島、東は高麗朝鮮、日本沿岸に及び、服属する国ぐには非常に多く、陸路からはもちろん、海路からも南海諸地域の使者やヨーロッパ、インド、中近東の商人、僧侶たちが来朝した。

大祖22年（1227）、インドを攻略した結果、中国とインドを結ぶ交通路は、完全に中国系商人の手に握られ、航行船舶も中国で造船されたものが駆逐するようになった⁽⁵⁾。

当時の外国貿易の形態は、大きく分けて2つの方式がある。一つは進貢または朝貢と称される元朝廷対従属国王室との物々交換方式である。他の一つは、元朝の皇室親族をも含む民間人と諸国の民間人との取引方式である。朝貢方式では、従属国が貢納品を元朝廷に献上するのに対して、元朝廷からは賞賜品を下賜するという形で土産物と中国産品との交換が行なわれる。この方式には、後にも問題とするところの、貢納品名義の密輸入が随伴するのが通例である。朝廷献上品は免税であり、貨物に封印することもできるからである。商人は使者と一団となって来朝する。これに反し、民間人同志の交易は、中国側では輸入関税を徴収し、かつ内国取引税を課徴する。海上輸送は、陸上輸送に比べ、遙かに大量の貨物の移動を可能とするから、遠隔地商業の最も効率のよいルートであり、また高収益を保証したものといえる。このため、沿海地方の豪商は、貿易に進んで従事することになる。当時は商人とはいっても、支配者階層を代表するだけであって、身分的・職業的な区分はつけ難いと考えられ

る。また中国側商人はあながち漢人に限らない。むしろ西域・中近東出身者が多かったとも考えられている。そのよい事例は蒲寿庚である。彼はアラビア出身で、商人でありかつ中国行政の官吏でもあった^⑥。皇族を含む貨幣資本の扱い手が、貿易船を造らせ、乗組員を雇い、貿易に従事させるのが、民間取引方式の形であったと考えるべきであろう。

元朝は、南宋の首都臨安（後に杭州と改称）が陥落した翌年の至元14年（1277）3月、泉州、慶元、上海、収浦に市舶司を設置した。市舶司の制度は、宋代に確立した制度であるので、元朝の個有の制度ではない。ただこの時には、職責としては、第1に船商を招集し、外国で交易帰帆時、定率により抽解（現物で課税徴収することで、抽分と同義）すること、第2に塩が当時は専売制となっていたため、この製塩販売に関する課税徴収することが含まれていた。至元20年（1283）、市舶抽分例が定められ、福建行省と泉州行省が合体し江淮等処行中書省となり、泉州は江淮行省の分省となり、翌21年（1284）、市舶司は市舶司総管府から塩課市舶都轉運司の下に置かれることになる。市舶司の職責の一つであった塩課に関する業務が塩運司として独立する。福建行省と泉州行省との合併は、軍需品輸送の確保が必要であったことから行なわれたものであり、税糧輸送を職責のうちにとり入れたものである。

この時の人事移動で、忙兀台（Manggedei）が中書省右丞行省事から江淮行省の平章政事となり、福建宣慰使から泉州行省參知政事になっていた管如德（Kuanlude）が江淮行省參政となり、引き続き泉州分省を統轄した。先にあげた蒲寿庚こと忽刺出（Hulachu）は、この時江淮行省左丞の高位に就任した。

さてその翌年の至元22年（1285）、新しく市舶都轉運司なる制度が提案された。これは全く元朝独特の発想ないし慣行から生まれている。すなわち元史世祖本紀至元22年春正月壬午の条に「詔して市舶都轉運司を立つ」とあり、また元史列伝盧世榮伝に、「盧世榮（Lushirong）奏す。……泉・杭二州に市舶都轉運司を立て、造船給本し、人をして商販せしむれば、官にその利の七あり、商にその三あり。私かに海に泛ぶ者を禁じ、その先に蓄うるところの宝貨を拘し、官これを買ひ、匿する者は官没するを許し、その財の半は告ぐる者に給せ

よと。」とあり、元史食貨志市舶には、これに関連して、「官自ら船を具え、本を給し、人を選びて蕃に入り諸貨を貿易せしめ、その獲るところの息、十分をもって率となし、官その七を取り、易するところの人その三を得せしむ。およそ権勢の家、皆己の錢を用いて蕃に入り賈をなすを得ず。犯す者はこれを罪し、すなわちその家産の半ばを籍す。その諸蕃の客旅官船に就いて売買する者は、例によってこれを抽す。」とみえる。

盧世栄は、一連の国家財政の財源拡充策を建議した中で、市舶都転運司の制度を建議しているのであるが、提案の論理としては、元史列伝盧世栄伝の条に詳しく記されており、「盧世栄のいうには、『経画を更め、民より取らず、権勢の侵すところを裁抑すれば、三百万錠（貨幣単位）を増すべし。初め未だ行わざるに中外己に議に非ず。臣請う、台院と面議上前し、これを行わんと』世祖曰く『必ずしもかくの如にあらず。卿ただこれ言のみ』と答えた」とある。

民間取引方式による貿易形態について、全面禁止を行ない、特に選ばれた者のみが貿易に従事でき、かつ船、資本は官側から提供しようというのであるから、参加した者には極めて独占的な利潤が保証されたといってよいであろう。こうした利権こそ、官僚も商人も狙っているところであり、盧世栄の論理とは異なる流れが生まれるのは当然である。官民合併事業により、貿易利益を大きく吸収しようとしたこの制度は、多くの混乱を招いた。市舶都転運司はもともと軍事目的から軍需品、とりわけ兵糧輸送の任に当たらせようとしていた矢先であり、新たに貿易の主宰者ともさせようという建議であったから、市舶司の元来の職責である市舶税（課程ともいう）の徴収業務に対して、新しい権能を与えようとするのである。このため、機構としても新しい名称のものが必要となってきたのである。

こうして至元23年（1286）には、市舶司は泉州府に隸せしめ、別に貿易主宰者としての職責については、市舶提举司の設置が行われることとなった。すなわち同年12月、泉州市舶提举司が置かれ、貿易港として発展してきた広州にも広東宣慰司の下に広東塩課市舶提举司が設けられた。広東の場合は、これまで広東塩運司が宋の旧制を受け継ぎ、江西の塩課を管掌しながら存続してきた

が、これに市舶提举司の機能が加わったもので、その後廣東では大德4年（1300）になって、塩運と市舶が分離し、塩課提举司と市舶司となった。

至元24年（1287），行泉府司が初めて置かれ、市舶都轉運司の一機能となっていた海運を専掌するようになったが、元史本紀至元25年4月辛酉の条に「行泉府司沙不丁，烏馬兒の請に従い，鎮撫司，海缸千戸所，市舶提举司を置く」とみえ、市舶提举司は行泉府司の管轄下に置かれることになり、翌至元26年（1289）正月にさっそく沙不丁（Shams-ad-Din）は市舶司の1年の税額として珠400斤、金3,400両を献上している。行泉府司が所管する市舶の税はこの位の額である、これ位にして置きたいという意志表示であったのであろう。問題は、「市舶司の歳輸」と史料は記している点にある^⑦。沙不丁は尚書省平章政事桑哥（Sengge）の推挙により、江淮行省平章として財政、海運に腕を振い、烏馬兒（Omar）も桑哥の推挙により、江淮行省參政となり、さらに平章に昇進しているが、それ以前には、安南行省參政、征交趾行省參政などを歴任し、南海地方や海運に知悉していた人物である。至元24年5月、やはり桑哥の建言で、上海・福州に万戸府が設置された際には、これら万戸府の任務は、行泉府司の海運船の保護にあったというから、行泉府司は船舶を保有し、海上輸送の衝に当たっていたことは事実である。そこで貿易船の提供も可能となるわけである。

至元30年4月己亥の元史世祖本紀の記事によれば、「行大司農蒸公捕・翰林学士承旨留夢炎が言う。杭州、上海取、浦、温州、慶元、廣東、泉州に市舶司を置く。およそ七所、唯、泉州の物貨は三十に一を取り、余貨は十五に一を取る。乞う泉州をもって定制となさん。これに従う。すなわち温州市舶司を併せて慶元に入れ、杭州市舶司は税務に入らしむ。」とある。元朝の市舶司が発足当初4か所、後に廣東、杭州も加わったが、温州、福州における設置時期は不明である。

元典章卷22戸部8市舶「市舶則法二十三条」の条に、「至元二十八年八月二十六日、奏したる事の内的一件。南人燕（公捕）説う。『市舶司の勾当あり、^{じこうとう}根より国家大いに済を得る勾当なり。先の亡宋の期分にあっては、^{どこのもの}毎裏の百姓

も毎、船隻により売買を做して來た。位毎根底客人一般、敬重看じてきた。咱毎、この田地裏、無用の傘・磨合羅・磁器・家事簾子これらと博換している。他毎中用の物件をもち來たれり。近來、忙兀台・沙不丁ら自己のみ利息を尋ね、さきに船毎が來れば、軍らをして看守せしめ、他毎の船をして好細なる財物を封ししり、選棟要了り。這般ようなるは奈何ぞ。さきのあの壁ある船は出来せざるあり。咱毎この裏に入去來的、毎些小来る。かのさきの市舶司の勾当は壞れたり。今かくの如く、亡宋時分に理会したる市舶司の勾当につく人毎には、やはりそれらの市舶司の勾当を委付あらしめば、整治し済を得さしむることあらん。』云ぬん』とみえる。

市舶都轉運司から市舶提舉司として、新たな機構が生まれたために、宋代から關稅徵収機能を職責としていた市舶司の業務が有名無実となってきたことをこの論説は突いている。国家財政を豊かにするためと称して、結局は私腹を肥やしているのではないかと糾弾しているのである。糾弾者が漢人である点注目しておく必要がある。この結果、至元30年（1293）8月25日、宋時の市舶司業務に通曉している留狀元（留夢炎）、李晞願の両人を交え、行省、行泉州司、市舶司の各官が合同集議し、市舶司の業務運営規則22項目を合意採択し、皇帝の裁可を仰ぎ、中書省の布告するところとなった。

この市舶則法の第1条に、關稅率、内國取引稅率が記されている。關稅は輸入品に対し龐貨（容大物）は15分の1、細貨（貴重品）は10分の1を現物で徵収し、泉州では、この關稅徵収後、さらに30分の1の稅錢（恐らく評価額に対応する金額、一般商税と同率）を徵収しており、直に国内販売ができるので、この方式に従うのがよいとしたものである。杭州市舶司が稅務と合併させたというの、至元29年の実績では、外貨に係る内國取引税の収入額がこの地域の一般商税収入額を上まわっていたためである。

市舶提舉司についてはこのため、至元30年9月、まず福建方面では海南博易提舉司にしばられ、統いて大德2年（1298）、取浦市舶提舉司、上海市舶提舉司が慶元市舶提舉司に併入され、この慶元市舶提舉司は中書省直属に変わった。同年に制用院という役所が設けられたが、この諸関係は明瞭ではないが、

大徳7年（1303）貿易通商を禁止した際、この役所が廃されたところをみると、中書省の分院として慶元市舶提举司の監督機関であったのかもしれない。この制用院は大徳9年（1305）に再び設置された。貿易再開を意味するものであろう。至大4年（1311）、中国系商人の貿易通商が再び厳禁され、海南博易提举司も廃された。この禁令は延祐元年（1314）まで続く。貿易取引再開に当たっては、泉州、広東、慶元の3市舶提举司が改めて設置されたのである。

この間の事情から、市舶司はあくまでも朝貢貿易取引、外国人来航による通商がある限り、存続設置されなければならない機能を有するから、貿易取引禁止となっても、存置していたと考えるべきであろう。市舶提举司との権限があいまいになってきたため、至大元年（1308）泉府司とは別に、行泉府院を立て、市舶司の業務を監督整備せしめた^{⑦⑧}。しかし行泉府院は至大2年（1309）に廃し、この業務を行省に移した。泉府司は、はじめ斡脱総管府と呼び、後至元17年（1280）、皇室財産のうち、金銀の出納を所掌する機関として改設された、いわゆる内官である。至元21年（1284）に泉府司が貿易商人、雇從官吏に対し、飲食を給し、軍隊を派遣して防護させるなどして、民が非常に苦しみを受けているので、この機関を廃すべきであるとの議論があり、一旦泉府司の業務を戸部に移したが、翌22年再びこれを復活した。さらにその翌年の至元23年（1286）8月に外官である市舶司を泉府司の下に置いたのである。泉府司は至大4年（1311）に廃される^⑨。一方、至元24年（1287）に海運を管掌する機関として行泉府司が置かれた。行泉府司の保有した船舶は1万5千隻といわれる。元史世祖本紀の至元26年（1289）2月丙寅の条に、「尚書の臣言う。『……泉州より杭州に至る海站十五站を立て、船五艘、水軍二百を置き、専ら蕃夷貢物及び商販奇貨を運び、かつ海道を防禦するを便となす』これに従う」とある。

貢納品輸送と海上防衛が任務であった行泉府司は、市舶提举司を援助し、市舶税の如きものを徴収しあげた。このような事態が生じてくると、元貞元年（1295）4月、中央政府から行省、行泉府司が市舶船貨を抽分し、隠匿することを厳重に禁じた詔勅が発せられた。

大徳元年（1297），行泉州司は弊多く廃止されたが，後大徳10年（1306）12月，泉州院と名称を変更し，昇格して再び登場してきた。

延祐元年（1314），再び市舶提举司を置いて中国側からの出国通商を禁じ，官民合併事業のみを行なわせた。この時の条件では，官は舟を配すのみで，利益配分は回帆の日に官側が細貨10分の2，麿貨15分の2を受け取るというものであった。続いて延祐7年（1320），市舶司までも廃止した貿易全面禁止政策がとられた。

ところが2年後の至治2年（1322），再び泉州，慶元，廣東に市舶提举司が置かれ，中国側からの出国通商を禁じたが，その効がなかったため，翌3年（1323），中国側海商の出国を自由化した。

泰定元年（1324）関税徵収業務は行省が当たることになり，ついに市舶司も市舶提举司の制度もその後復活することがなかった。朝貢貿易形態の流れは，官が宝貨を協議して買入れたり，あるいは物々交換のように対価を紙幣で与えたりしていたが，天暦元年（1328），あまりにも国財を損じるということで給価の制度は禁止され，むしろ強制的に買上げを求める者に対しては，法令違反として処罰するとまで，外貨の扱い方が変わってしまうのである。国運の衰退が奢侈品の見方を変えたといえるであろう。

3. 貿易政策の推移

元朝の貿易政策の特徴といえば，開港が7港にまで及び，輸入関税によって，国家財政歳入の一部としていたが，そればかりでなく市舶提举司の設置によって，直接貿易に介入して行った点である。このため，貿易管理は自由化の時期と官民合併事業独占の時期いわば貿易統制期，全面禁止期とが時により交錯し，短年の間に政策の転換も，幾度の変革も繰り返されることになった。いまその時期的区分をあげれば，つぎの通りである。

第1期（至元14年以前）南宋平定までの貿易管理体制無秩序期

第2期（至元14・1277～至元22・1285）第1次貿易自由化期

第3期（至元22・1285～大徳7・1303）第1次貿易統制期

- 第4期（大徳7・1303～大徳9・1305） 第1次貿易禁止期
- 第5期（大徳9・1305～至大4・1311） 第2次貿易統制期
- 第6期（至大4・1311～延祐元・1314） 第2次貿易禁止期
- 第7期（延祐元・1314～延祐7・1320） 第3次貿易統制期
- 第8期（延祐7・1320～至治2・1322） 第3次貿易禁止期
- 第9期（至治3・1323～後至元27・1367元朝滅亡まで） 貿易自由化期・無秩序期

以上は通商の中国側からの管理状況であるが、貿易品目については当時の取

表1 宋元時代の主要輸出入品目

輸入	
アラビア	沈香、竜涎（後にスマトラ西北部）、象牙（アフリカ産）、没薬（シーレ）、薑薇水、軟瑠璃
インド	犀角（解熱解毒剤ともなる）、象牙、沈香
インドシナ、シャム、マレー、スマトラ	象牙、沈香
不明	珊瑚、真珠
ジャワ	胡椒、檀香、丁子香、肉荳蔻、白荳蔻、沈香
カンボジヤ	名香、象牙
チャンバ	名香、犀角、象牙
チモール	白檀
輸出	
ヨーロッパ アフリカ その他の	金、銀、銅錢（後に禁止される）、陶磁、綿、綾絹、帛錦、傘、皮、酒、砂糖製品、のれん、すだれ

出典；須山卓「華僑経済史」より作成「元典章」で補充

輸出禁制品目

金銀（至元20年禁止）、銅（至元23年禁止）、男女人口、糸綿、段疋、銷金綾羅、米糧、軍器

出典；元史刑法志

引先、生産地と品目、禁止品目は、別表の通りである。

- 注 (1) 小林高四郎「ジンギスカン」(1960年 岩波書店) pp. 202—205
(2) 青木一男訳「東方見聞録」(1960年 校倉書房) pp. 190—198, 馮承鈞訳「馬可波羅行紀」(1935年 商務印書館) pp. 570—591
(3) 青木同書 pp. 207—209, 馮同書 pp. 605—606
(4) 青木同書 pp. 211—212, 馮同書 pp. 609—611
(5) 白寿彝著・牛島俊作訳「支那交通史論」(昭和14年 生活社) p. 204以下
(6) 桑原鷗藏「蒲寺庚の事蹟(唐宋時代におけるアラブ人の支那通商の概況)」(昭和10年 岩波書店) 参照
(7) 至元26年(1289)10月庚寅の条に「江西宣慰司胡頤孫援沙不丁例、請以至元鈔千錠為行泉州司歲輸、珍物為息。從之。以胡頤孫授行尚書省參政泉州大卿行泉州府司事」とあり、泉州大卿は泉州府の長官である。沙不丁は江淮行省左丞となつた時に、泉州府司、市舶司を兼ねて管掌することになつてゐた。市舶司の税を納入したのはこの立場からであろう。元史姦臣伝卷92桑哥伝参照。
(8) 行泉州府院の職責については、至大元年(1308)11月辛巳の条に、「中書省臣言、……又行泉州府院專以守寶貨為任、宜禁私獻寶貨。從之」とある。
(9) 市舶司の特殊研究は、これまで発表されていないが、関連論文として、佐藤東四郎「元代における南海貿易(上)(中)——市舶司条令を通じて観たる——」(『集刊東洋学』11-12, 1964年5月・10月)
また泉州府司の性格を論じ、その皇室財産を資本として活用し、高利貸、貿易、賦税請負などに從事した斡脱(Ortaq)商人についての研究に次のものがある。
村上正二「元朝に於ける泉州司と斡脱」(『東方学報』東京第13冊、昭和17年)
官民合併事業の海外貿易で選ばれた民間人とはこの斡脱商人であり、この寄生商人が貿易をオーバーランドで、あるいは海上を通じて行ない、後には元朝の基礎を危くしていく様子を、この論文は記している。